

校訂本 第六冊解説

糸数兼治

本書は『歴代寶案』校訂本第六冊である。収録文書は乾隆三十一年（一七六六、尚穆十五）から乾隆五十四年（一七八九、尚穆三十八）までの二十三年間にわたる、巻数でいえば巻五十から巻七十四までの、ほぼ乾隆中後期にあたる。巻七十一、巻七十三の底本には鎌倉芳太郎氏影印本（原本の青写真）を使用したか、その他の巻については旧沖繩県立図書館写本、次に台湾大学蔵写本をもって底本とした。校訂は各種写本及び檔案等の関連史料に依拠して行った。

一 本文

さて本文の配列をその目録と対照してみると、必ずしも一致しない場合がある。巻十七（雍正八年）以降は「毎年統抄」（目録巻之十七割注）とあるから、冊綴にはせず年次別に「進貢文」「進貢帰帆文」「接貢文」「接貢帰帆文」に分けて、仮綴のまま保存されていたのではないか。そのため例えば巻七十三の一九、二〇、二一、二二号文書は、目録の「乾隆五十二年進貢帰帆文」に相当するの

であるが、本文では「乾隆五十二年接貢文」の中に収録されている。こうしたミスがなぜ起こったのか明らかでないが、「乾隆五十二年進貢帰帆文」として一括されていた文書群が何らかの事情で本文では「乾隆五十二年接貢文」の中にそのまま紛れ込んでしまった、そういう可能性がある。

さらに甚だしいのは巻六十九と巻七十である。巻六十九の四、一五、一六、一七、一八、一九号文書は巻七十の〇一、〇三、〇四、〇五、〇七、〇二号文書と重複する。実はこれは何らかの手ちがいで写が二部作られたため、一部は巻六十九「乾隆四十八年接貢文」に一部は巻七十「乾隆四十九年接貢帰帆文」に収録されたのであろう。これらの重複文書は「乾隆四十九年接貢帰帆文」であるから巻七十に収録すべきで、したがって巻六十九に収録された文書は削除すべきである。ついで目録にも問題がある。目録では巻六十九の「乾隆四十八年接貢文」として布政使咨六通（〇八、〇九、一〇、一一、一二、一三号文書）を掲げているが、これらの文書は実は「乾隆四十九年接貢帰帆文」であって巻七十に合わせて収録されるべきものである。また本文の巻六十九の二〇号文書（進貢事）は「乾隆四十八年接貢文」ではなく、「乾隆四十八年進貢帰帆文」中の「布政使司回咨二通」のうちの一通である。以上本文の配列については相前後するものがあり、また目録自体にも誤りがあつて相互に照合検討する必要がある。

次に巻七十一の符文・執照について見るに、底本（鎌倉芳太郎

氏影印本」と旧沖縄県立図書館写本・台湾大学蔵写本とは都通事以下の人名が全く異なる。これは恐らくいつたん決定した後何らかの事情で乗員の再編成が行われたためであろう。底本はこれを付箋でもって訂正したが、後に付箋は剥落し、底本と写本との間に齟齬を来すにいたったものかと思われる。この点底本の取り扱いは注意が必要である。

二 文書内容

さて文書の内容であるが、絲斤(生糸)・紬緞(絹織物)・大黃貿易・福州琉球館改修・難船搶奪治罪等について簡単に触れておきたい。概していえば乾隆期は康熙・雍正期における先行事例の集積をもとにこれを制度化しようとする傾向が見られる。漂流民の送還体制の確立がそうであり、絲斤・紬緞の取引における法制面の整備が注目される。

(一) 絲斤・紬緞

絲斤・紬緞は元來が「収買を許さず」、すなわち輸出禁止品目である。『光緒会典』卷三十九には禁制品として「兵器・史書・一統志・地理図・焰硝・牛角・紬緞・錦絹・絲斤」の九品目を、『光緒会典事例』卷五百十一には「史書・黒黄紫阜大花西番蓮緞・兵器・焰硝・牛角」の五品目、『歴代寶案』校訂本第七冊卷七十

七の一五号文書には「史書・黒黄紫阜大花西番蓮緞疋・焰硝・牛角・兵器・桐油・鉄鍋・黄紅銅器・絲綢・緞疋・綾絹・紗羅」の十二品目をあげる。乾隆二十七年十月十五日付奏文(卷四十六の八号文書、以下四六一〇八と表示)によると、琉球の場合すでに順治十年ごろ絲絹の貿易が許可になり、康熙年間には免税措置が講じられ、乾隆十二年には銀数を限らず絲綢の購入が許されたという。しかるに乾隆二十四年六月江西道監察御使の上奏によつて絲斤の私販出洋が禁止され、同年九月には両広総督の上奏によつて紬緞・綿絹の輸出が禁じられた。その理由としては「従前、番船市を求むること多きはなきに因り。是の以に其の酌量して購買するを許す。邇年以來、絲斤の出洋すること甚だ多く、並びに海商の私販して以て内地(中国国内)の市価日に漸く翔躡す」、すなわち輸出が増えて品不足となり価格が高騰したためであった。この情報は乾隆二十五年十月に帰国した貢使鄭士綽によつていち早く琉球にもたらされ、あわてた琉球では「旧例に体照して絲絹の採買」を認めるよう要請したが、戸部の意見は購入限度額を設けていないし、このまま許可すれば「底止する所なし」、歯止めがきかないから絲絹の採買は認めるべきでない、というものであった。結局この問題は乾隆帝の特別な計らいで「イギリス国の例に照らし、其の歳ごとに土絲五千斤、二番湖絲三千斤をかうを准す」(乾隆二十八年十二月十六日付硃批)すなわち購入限度額を明示することで決着したのであるが、乾隆二十九年七月十一日付

中山王宛布政使司咨文(四七―〇七)によれば接貢船による第一回の購買量はわずかに湖絲四九〇斤に過ぎず、これは価格が跳ね上がったためで「未だ(八〇〇〇斤)の額に及ばず」と述べている。

かくて土絲・湖絲については八〇〇〇斤の枠内での取引が認められたわけであるが、先の硃批には湖絲についての言及がなく、このためその購入については改めて許可を得る必要があった。前述の接貢船帆船便での購入品目が湖絲に限られているのは、湖絲の購買が出来なかつた可能性もある。乾隆二十九年十一月二十五日付上奏文(四八―〇三)では湖絲八〇〇〇斤の購入枠内で湖正絹絹等の購買を許すよう求めている。すなわち湖絲二〇〇〇斤、土絲三五〇〇斤、湖絲二五〇〇斤である。ただし湖絲一〇〇〇斤は湖絲一二〇〇斤と計算される。乾隆三十年四月十六日裁可され、湖絲の購入が開始された。湖絲の購入は三十七年を除いて湖絲に換算して二〇〇〇斤の枠内に押さえられている。以下乾隆二十九年から同五十三年までの推移を表で示す。

年次	湖絲	土絲	湖絲	備考
二九年	―	―	四九〇	接貢船ヨリ
三〇年	―	―	九〇〇	進貢船ヨリ
三一年	―	―	―	接貢船(記載無)
三二年	―	―	―	進貢船ヨリ
三三年	―	―	―	接貢船ヨリ

三四年	一三五三	二九二五	―	進貢船ヨリ
三五年	一一八一	三三〇	一四〇	接貢船ヨリ
三六年	一九六五	三五〇	三八五	進貢船ヨリ
三七年	二二五一	二六〇	―	接貢船ヨリ
三八年	―	―	―	進貢船(史料欠)
三九年	一二五一	五三	―	接貢船ヨリ
四〇年	一六六一	三八三	四四三	進貢船ヨリ
四一年	一一二六	一七六	一二一	接貢船ヨリ
四二年	一四〇〇	二八〇	六六〇	進貢船ヨリ
四三年	一三九二	二六〇	一三八	接貢船ヨリ
四四年	一六三九	九九	―	進貢船ヨリ
四五年	九九〇	三七	―	接貢船ヨリ
四六年	一二八〇	九一二	―	進貢船ヨリ
四七年	一五四九	二四六	―	接貢船ヨリ
四八年	一九五五	三四四	―	進貢船ヨリ
四九年	一七八三	五七三	―	接貢船ヨリ
五〇年	一九一二	二四〇	―	進貢船ヨリ
五一年	二八一六	五〇〇	―	接貢船ヨリ
五二年	一九六二	六〇〇	―	進貢船ヨリ
五三年	七七三二	一八〇	―	接貢船ヨリ

(単位：斤、湖絲の数量は実際の取引額ではなく湖絲に換算したもの、「―」内の数字は原欠、一斤＝十六両で計算して補った。)

土絲・湖絲の取引量は三十二年以降わずかなもので、綉緞の購入に主力が注がれる。四十四年以後は湖絲の購入はない。

(二) 大黃

大黃は漢方薬で「薬中の要品」といわれ、疾病の治療には必需のものであるという。主に四川・陝西地方に産し、年生産高は二〇余万斤、うち約一〇余万斤が国内消費で、残る半分が輸出に充てられた。ロシアが主要な輸入国であつたらしい。ところが乾隆五十四年二月二十六日付の上諭で「現に洽克図に在ては、俄羅斯と貿易することを准るさず」すなわちキヤフタ(洽克図)におけるロシア(俄羅斯)との通商が禁止されたのである(七四—二二)。

その理由については『清実録』乾隆五十四年二月二十六日の条に「惟だ俄羅斯の需要甚だ殷なり。彼、従前の定制に遵わざるに縁り、是を以て洽克図の通商を停止し、飭して大黃を販売するを禁ず」とある。乾隆五十五年三月十二日付中山王宛布政使司咨(七五—一六)によると、従前琉球は貢船来閩時三五百斤の購入が認められていたが、今後は自ら必要額を算定申告し、合わせて三五百斤を越えることがないようにと定められた。かく琉球にまで厳しい制約が加えられたのは「外洋各国は俄羅斯と海道一水通ずべし。偷漏(密貿易)の事無きを保ち難し」(台湾故宫博物院蔵上諭檔、乾隆五十四年十月十八日付大学士公阿等奏)というにあつた。その取引量は西洋各国の場合、前述の史料に「毎年販売は五

百斤を過ぐるを得ず」とあり、暹羅・安南五百斤、台湾は内地であるがやはり五百斤、琉球もこれに準じたのである。乾隆五十五年三月二十七日付督撫の上奏(『清代中琉関係檔案選編』乾隆一五〇)によると「第だ其れ(琉球)をして自行ら買運せしむれば、誠に舖戸、出口を例禁するの物たるを以て、或いは価値を高抬し、或いは意に任せて透漏するは、均て免れざる所となるを恐る。臣等、公同に酌議す、官に委して代つて為に三百斤を購買し、該夷官に勅令して数に照らして価を繳め領運し、並びに一体に例に照らして税を免じ、仍お該国王に移行して知照し、咨覆せしめて査に備うるに若くは莫し」とあつて、個人の取引を許さず、いわゆる官買方式がとられた。なお生糸・絹織物・大黃貿易については宮田俊彦『琉明・琉清交渉史の研究』(文献出版 一九九六年)に詳しい論考がある。

(三) 福州琉球館改修

福州琉球館(柔遠駅)は進貢使等の宿泊所であり、同時に勅書・御拝領物・表文・貢物等を一時保管する重要な施設であつた。明代に設置されたが、明清交替の混乱期に荒廢に歸し、清代康熙年間にはしばしば改修が行われ旧に復した。本冊には乾隆三十四年十月二十一日付中山王宛布政使司咨、同三十五年十一月十一日付布政使司宛中山王咨二通(五二—〇一、五四—〇七)を収める。ただこの度の興修は水害によるもので「今年(乾隆三十五年)五月

間、久しく雨ふり、水、墻垣に漲るに因り棲屋傾倒す」とある。三十三年の進貢使毛德儀等は三十四年十二月二日那覇開船、三月十二日到閩、九月十二日福州起程赴京であるから、ちょうど進貢使一行滞在中の出来事であった。「現に進貢の方物、館内に収貯する在り」とはこのことをさすのであろう。事は急を要し、そこで銀百十二両余を給発して自ら工匠を招いて修理せしめたのである。なお福州琉球館については深澤秋人氏に専論「福州琉球館の構造と改修」(『琉球王国評定所文書』第十六卷 二〇〇〇年)がある。この以上は述べない。

(四) 難船搶奪治罪

康熙二十三年(一六八四)の解禁以後、海上活動が活発化し、民間の商船で琉球から中国に漂着した件数が急増する。渡辺美季氏「清代中国における漂着民の処置と琉球(一)」(『南島史学』第五十四号 一九九九年)によれば、順治期(在位十八年)で一件、康熙期(在位六十一年)で十件、雍正期(在位十三年)で八件、乾隆期(在位六十年)で七十三件、嘉慶期(在位二十五年)で六十六件、道光期(在位三十年)で九十件となっている。注目すべきは乾隆期であろう。ここでは乾隆五十一年の漂着事件(七十二〇、七三一―一六)をとりあげてみたい。この年八月三日、皮箱・竹籠・木匣を携えた琉球難夷当間等二十五人が福州長楽県に到着した。たまたま知県は殺人事件(命案)取り調べのため古田

県に出張中、かわつて典史が対応した。当間等は乾隆五十一年閏七月二十五日双桅船に乗り、(出船地は不明、宮古、八重山か)、小米(粟)三百石(五百包)を積み、中山王府に赴き貢納せんとして中途風に遭い、積み荷の棉花・草蓆及び小米四百二十包を海中に投棄、篷舵を切断して長楽県城から四十里離れた沙隴口に漂至し衝礁沈溺したが、幸いにも漁戸の林懷侯に救助されたのであった。

その後船体の一部が沙隴口より七里ばかり離れた湖裡村の沙板(砂地)で発見され、また同村の陳有吉の小屋(寮)からは破船片三塊が見つかり、さらに木片・湿米を折撈した廉で、黄谷受等が捕縛され、審問を受けるため総勢二十二人が省に送られた。彼等はいずれもきこり・農民・漁民であり、無人の破船から湿米・板片を折取しただけで、銀銭行李を搶奪(少人数で武器を用いず、人の財物を奪うこと)したわけではなく、また夷船(琉球船)たるを知らなかった。当間等も「風に遭い漂泊し船は已に破漏碎裂す。(中略)湿米は已に棄てて度外にあり」と述べ、情状酌量の余地が十分にあったにもかかわらず、結局搶奪の例が適用された。刑部の上奏には律例を引いて次のように云う。「査するに律に載す、人の財物を搶奪する者は、杖一百、徒三年と。又例に載す、江洋にて遇た^{たま}商船の風に遭い浅きに着き、機に乗じて搶奪する者有れば、首従の人犯を將て各々本律に照らして一等を加え治罪す」と。本律はいわば集団窃盜についての一般的規定である

が、例は難破船から混乱に乗じて搶奪するのは、より悪質とみて本律に一等を加える、すなわち黄谷受・陳有桂・陳廷趨三人は首犯格であり、搶奪の本律満徒（徒三年）の上にて一等を加えて各杖一百、流二千里、その他の従犯は一等を減じて杖一百、徒三年の刑に処せられたのである。判決文の原案は督撫の咨をもとに刑部において起草されたようであるが、『明清史料』庚編に「刑部主稿」とある）、嚴罰に処す理由として「今外夷船隻、風に遭い擱破す。

該村民、並しも来歴を查明し、法を設けて保護し、官に報じ、船（船）を修せず、胆敢て板片を毀折し、米石を攫分するは、糾搶の情事なしと雖も、究に目に法紀無きに属す。若し嚴に創治を加えざれば、以て柔遠を示す無し」と述べている。つまり搶奪の有無よりも「查明来歴」「保護」「報官」「修船」と云った漂流民に関する取り扱いが十分でなかったことが問題になっている。皇帝柔遠の至意は一体に遵守せらるべきもので、もしそれにそむいたと見なされた場合、事実はどうであれ、きびしく罰せられたものようである。

(五) 駱駝と騾馬

本冊には駱駝と騾馬の導入についての咨文二通を収める。すなわち乾隆三十二年十二月七日付布政使司宛中山王咨（五一—五）と同三十三年九月十八日付中山王宛布政使司回咨（五一—四）である。騾馬は驢馬と馬の混血種で牝馬と牡驢馬との交配が

強健でよく、その逆は然らずといわれている。琉球馬は弱小で物を運搬するのに適していない。運搬には多く人力を用いているが、そのため耕稼に時間がない。民の父母として座視できないので、駱駝・騾馬を得て蕃息せしめ「群黎肩背の勞に代えたい」というのであるが、駱駝・騾馬は北西に産し、福州はその出産地ではないこと、且つ「牝牡は其れをして並び畜するは、更に定制に於て違う有り」、すなわち混血種のことを云っているかと思われるが、よくわからない。さらに「査するに、該国（琉球）は従つて咨請の文無し。天朝も亦た賞給の案（事例）無し」、つまりは前例がないということであろう。結局、棕・鉄・桐油等の物の例禁に照らして持ち出しを禁止すべきで、代奏に及ばずとしてこれを却下している。専ら海運が主流であった時代、陸上交通の新たな担い手として駱駝・騾馬が注目され、その導入が試みられたのであろう。なおこれより先乾隆八年（一七四三）には「救火水龍」（手押し消火ポンプ）の購入帯回が許可されている。（二七—〇八、二八—一五、拙稿「救火水龍の導入について」『歴代宝案研究』創刊号 沖縄県立図書館 一九九〇年）。

※『歴代寶案』校訂本第六冊 沖縄県教育委員会 二〇〇六年
（五九九—六〇四頁）。